

名古屋市告示第804号

環境目標値を定める告示の一部改正について

平成17年名古屋市告示第402号（環境目標値を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成29年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大気汚染に係る環境目標値を次のように改める。
- 1 大気汚染に係る環境目標値
- 市民の健康の保護に係る目標値及び快適な生活環境の確保に係る目標値について、それぞれ次のとおりとする。

(1) 市民の健康の保護に係る目標値

物質名	環 境 目 標 値	達成時期
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm以下であること。	平成35年度
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	平成35年度
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。

備考 1 地域は、名古屋市全域とする。

- 2 測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。
- 3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

(2) 快適な生活環境の確保に係る目標値

物質名	環 境 目 標 値	達成時期
浮遊粒子状物質	1年平均値が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

備考1 地域は、名古屋市全域とする。

- 2 測定方法は、環境基準と同一とする。評価方法は、測定結果の1年平均値を環境目標値と比較し、その他については、環境基準の評価方法を準用する。
- 3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課